2017 年 6 月 30 日 みずほ銀行(中国)有限公司 中国アドバイザリー部

—財政·税務政策関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス

(第447号)

国家税務総局等 6 部門、 中国版 CRS を制定 非居住者金融口座への DD を実施

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

国家税務総局、財政部、中国人民銀行、中国銀行業監督管理委員会、中国証券監督管理委員会、中国保険監督管理員会は、2017 年 5 月 9 日付の『「非居住者金融口座税関連情報のデューデリジェンス管理弁法」の発布に関する公告』(国家税務総局 財政部 中国人民銀行 中国銀行業監督管理委員会 中国証券監督管理委員会 中国保険監督管理員会公告 2017 年第 14 号、以下『14 号公告』という)を公布しました。これは 2014 年に経済協力開発機構 (OECD) が公表した共通報告基準 (CRS) の中国版といえ、中国国内の金融機構は『14 号公告』に基づき、中国国内の非居住者の金融口座に対してデューデリジェンス (DD) を実施することになります。『14 号公告』は、2017 年 7 月 1 日より施行されます。

□ 『14号公告』公布の背景

2013 年、G20 首脳会議において海外の金融機関の口座を利用した国際的な脱税と租税回避に対処するため、税務当局間で非居住者の金融口座情報を自動交換することが合意されました。これを受けて OECD は国際基準としての CRS を策定し、2014 年 7 月に公表。中国は国務院の批准を経て 2014 年 9 月に CRS を承諾し、初回の情報交換を 2018 年 9 月に実施するとしていました(2016 年時点で、2017・2018 年に初回の自動的情報交換を実施すると表明している国・地域は約 100)。今回の『14 号公告』は CRS を実施するための法的根拠、またガイドラインとして公布されました。

□ 非居住者の口座情報が対象

CRS の実施を表明し、かつ相互に情報交換の取り決めを行った国・地域間での情報交換のイメージは、 図表 1 をご参照ください。自動的情報交換の対象となるのは非居住者金融口座の情報ですが、2017 年 6 月 30 日時点で金融機構に口座を保有する個人および機構については、金融機構等からの要求がない限 り追加の手続等を行う必要はありません。一方、2017 年 7 月 1 日からは、金融機構で新たに口座を開設 する際や保険会社で商業保険を購入する際に<u>税収居住者身分の声明文書(以下、「声明文書」という)</u> **の提出が必要**となります。なお、有効な声明文書を提供しない、あるいは声明文書の不合理な情報への
合理的な解釈を行わない場合には、口座を開設することができません(第 19 条第 2 項、第 25 条第 2 項)。

金融口座が非居住者個人もしくは機構の保有と識別された場合、当該口座保有者の姓名、現住所、税収居住国(地域)、居住国(地域)納税者識別番号等が金融機構より一括送付されます(第35条)。それらの情報は国家税務総局を通じて、中国と相互情報交換の取り決めを行った国・地域の税務当局との間で交換されます。

【図表1】各国・地域間の情報交換のイメージ B地域 2017・2018年に初回の情報交 換実施を表明している約100カ 税務当局 国・地域のうち、相互情報交 税務当局 換を取り決めた国・地域の税 情報 務当局間で情報交換を実施 【金融機構に属する】 税務当局 預金機構、保管機構、投資機構、特 定の保険機構(商業銀行、農村信 用合作社等の公衆預金を吸収する 情報 情報 金融機構および政策性銀行、証券 会社、先物取引会社、証券投資基 金融機構 金融機構 金管理会社,私募基金管理会社, 私募基金管理業務に従事するパー トナーシップ企業、現金的価値を有 する保険または年金業務を展開す 情報 る保険会社、保険資産管理会社、 金融機構 信託会社、その他) 【金融機構に属さない】 非居住者口座 非居住者口座 金融資産管理会社、ファイナンス・カン パニー、金融リース会社、自動車金融 会社、消費者金融会社、マネーブロー カー会社、証券登記決済機構、その他 非居住者口座 支配者 企業 支配者 企業 個人 個人 **中国税収居住者以外**の個人お よび企業(その他組織を含む) C国 A国 個人 支配者 企業

(『14号公告』および Q&A に基づき、中国アドバイザリー部作成)

『14号公告』がいう金融口座等の定義については、以下の図表2をご参照ください。

【図表 2】『14 号公告』における各名称の定義

名称	定義		
	預金口座	預金性質業務を展開することで形成された口座。普通預金、定期預金、 トラベラーズチェック、プリペイド機能を付帯したクレジットカード等 を含む	
金融口座	カストディ 口座	他人のために金融資産を所持する業務を展開することにより形成した口座。その業務には、証券ブローカー業務、先物ブローカー業務、顧客の代理で展開する貴金属・国債業務またはその他の類似業務、金融機構が発起・設立または管理する独立法人資格の理財商品・基金・信託計画・専用口座/集合類資産管理計画またはその他の金融投資商品を含む	

	以下のいずれかの条件に合致する口座				
	その他 ✓ 投資機構の持分または債権権益で、私募投資基金のパートナーシッの口座 プ権益および信託の受益権を含む				
	✓ 現金的価値を有する保険契約または年金契約				
	証券、パートナーシップ権益、コモディティ商品、スワップ、保険契約、年金契約ま				
金融資産	たはそれら資産の権益を含み、それらの権益には先物、為替予約契約またはオプショ				
	ンを含む				
	中国税法で規定する居住者企業または居住者個人				
	中国税収居住者個人 :中国国内に住所を有する、または住所はないが国内に満1年居				
	住する個人(中国国内に住所を有するとは、戸籍、家庭、経済的利害関係により中国				
│ 中国税収居住者 │	国内に習慣的に居住すること)				
	 中国税収居住者企業:法に基づき中国国内に成立、または外国・地域の法律に基づき				
	成立するが、実際の管理機構は中国国内にある企業(その他の組織を含む)				
	中国国内の金融機構で開設または保有する、非居住者または非居住支配者による受動				
┃非居住者金融口座	的非金融機構が所持する金融口座				
	金融機構により口座の所有者として登記または確認された個人または機構を指し、代				
┃ 口座保有者	理人・名義所持者・授権署名者等、他人の利益のために口座を所持する個人または機				
	構は含まない				
	以下のいずれかの条件に合致する機構				
	♥ 「りし・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				
	収入に属さず、さらにそれらの収入をもたらす金融資産の譲渡収入が総収入に占				
受動的非金融機構	める比重が 50%以上の非金融機構 ✓ 前年度末に 上述した収入をもたらすことのできる金融資産が総資産に占める比				
	門 一及がに、上述した私がとしたう。ことのことも並織及注が「職及注に日かるお				
	重が 50%以上を有する非金融機構				
	✓ 税収居住国(地域)が金融口座の税務関連情報の自動的交換基準を実施しない投 次機構				
	資機構 + 機構はよりでするとなった。				
	某一機構に対して支配を実施する個人。会社の支配者は以下の項目に基づき順次判定				
	✓ 直接または間接的に 25%を超える会社の持分または表決権を有する個人				
	✓ 人事、財務等その他の方式を通じて会社に対して支配を行う個人				
+	◇ 会社の高級管理人員				
支配者	パートナーシップ企業の支配者 :25%を超えるパートナーシップ権益を有する個人				
	信託の支配者:信託の委託者・受託者・受益者およびその他の信託に対して最終的に				
	有効支配を実施する個人				
	基金の支配者: 25%を超える権益持分を有するまたはその他の基金に対して支配を行				
	う個人				

(『14号公告』および Q&A に基づき、中国アドバイザリー部作成)

□ 今後、DD は毎年実施

『14号公告』の施行後、金融機構は図表3の各非居住者口座に対してDDを実施、それに加えて2017年12月31日までに国家税務総局のウェブサイトで登録・登記を行わなければなりません。これ以降、金融機構は毎年5月31日までに非居住者の口座情報を送付することになります(第36条)。

【図表 3】金融機構による非居住者金融口座への DD 手順とタイムテーブル

	П	本の種類	条件	DD 手順	タイムテーブル
口座の種類		生の性短	宋竹	か・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ダイムナーフル
	新規開設		2017年7月1日以降に開設	声明文書+合理性審査	2017年7月1日~
個	高純資産	2017年6月30日までの口座	保管資料(電子+紙)の検	2017年12月31日までに	
)UII	既	既	合計残高が>100 万米ドル	索+顧客経理への問合せ	完了
	存 低純資産	压体次车	2017年6月30日までの口座	児	2018年12月31日までに
		合計残高が≦100 万米ドル	保管資料(電子)の検索	完了	
47 666		新規開設 2017年7月1日以降に開設		声明文書+合理性審査	2017年7月1日~
	少額	2017年6月30日までの口座			
		合計残高が≦25万米ドル	処理の必要なし	_	
	存	2017年6月30日までの口座	保管資料の検索+一部の	2018年12月31日までに	
		その他	合計残高が>25 万米ドル	口座声明文書	完了

(『14号公告』Q&Aに基づき、中国アドバイザリー部作成)

*

『14号公告』の詳細については、5ページからの日本語仮訳および19ページからの中国語原文をご参照ください。また、『14号公告』に関するQ&A、参考資料等については、以下のURL(中国語)もご参考いただけます。⇒ http://www.chinatax.gov.cn/aeoi_index.html

【みずほ銀行(中国)有限公司 中国アドバイザリー部】

(日本語仮訳)

国家税務総局、財政部、中国人民銀行、中国銀行業監督管理委員会、中国証券監督管理委員会、中 国保険監督管理員会

「非居住者金融口座税務関連情報デューデリジェンス管理弁法」の発布に関する公告

国家税務総局 財政部 中国人民銀行 中国銀行業監督管理委員会 中国証券監督管理委員会 中国保険監督管理員会公告 2017 年第 14 号

金融口座税務関連情報を自動的に交換する国際的義務を履行するため、金融機構の非居住者金融口座 税務関連情報に対するデューデリジェンス行為を規範化し、国家税務総局、財政部、中国人民銀行、中 国銀行業監督管理委員会、中国証券監督管理委員会、中国保険監督管理委員会は『非居住者金融口座税 務関連情報デューデリジェンス管理弁法』を制定、ここに発布し、2017 年 7 月 1 日より施行する。

特にここに公告する。

付属文書:1. 個人稅収居住者身分声明文書(様式)[略]

- 2. 機構税収居住者身分声明文書(様式)[略]
- 3. 支配者税収居住者身分声明文書(様式)[略]

国家税務総局 財政部 人民銀行 銀監会 証監会 保監会 2017年5月9日

非居住者金融口座税務関連情報デューデリジェンス管理弁法

第1章 総則

- 第1条 『多国間税務行政執行共助条約(多国間租税徴収管理共助条約)』および『金融口座税務関連情報 自動交換多国間主管当局間協議』規定の義務を履行するため、金融機構の非居住者金融口座税務 関連情報のデューデリジェンス行為に対して規範化し、『中華人民共和国租税徴収管理法』『中華 人民共和国アンチ・マネーロンダリング法』等の法律・法規の規定に基づき、本弁法を制定する。
- 第2条 法に基づき中華人民共和国の国内において設立した金融機構の、非居住者金融口座税務 関連情報デューデリジェンス業務の展開は、本弁法を適用する。
- 第3条 金融機構は、誠実、信用、慎重、勤勉の原則を遵守し、異なる類型の口座に対して、本弁法の規 定に基づき、口座保有者もしくは関連支配者の税収居住者の身分を理解し、非居住者金融口座を

識別し、口座の関連情報を収集ならびに送付しなければならない。

第4条 金融機構は、完全な非居住者金融口座デューデリジェンス管理制度を構築し、合理的な業務フローおよびオペレーション規範を設計し、合わせて定期的に本弁法執行の実行状況に対して評価を行い、デューデリジェンスの過程で収集した資料を適宜、保管し、厳格に情報の秘密保持を行わなければならない。金融機構はその分支機構による本弁法規定のデューデリジェンス業務執行に対して統一の要求を行い、監督管理を行わなければならない。

金融機構は、口座保有者に当該機構が履行すべき情報収集および送付義務を十分に説明し、口座 所有者による身分情報隠匿を明示、暗示もしくは幇助してはならず、口座所有者の資産隠匿に協 力してはならない。

第5条 口座所有者は金融機構のデューデリジェンス業務に協力し、真実・適時、正確、完全に金融機構 に本弁法規定の関連情報を提供し、合わせて本弁法規定の未遵守による責任およびリスクを負わ なければならない。

第2章 基本定義

- 第6条 本弁法がいう金融機構とは、預金機構、保管機構、投資機構、特定の保険機構およびその分支機 構を含む。
 - (1) 預金機構とは、日常の経営活動で預金を受け入れる機構を指す、
 - (2) 保管機構とは、直近3会計年度の総収入の20パーセント以上が顧客のために金融資産を 所持したことによるものである機構を指し、機構が成立して3年未満の場合、機構の存続 期間に基づき計算する、
 - (3) 投資機構とは、以下のいずれかの条件に合致する機構を指す。
 - 1. 直近3会計年度における総収入の50パーセント以上の出所が顧客のために投資、 金融資産を運営したことによるものである機構で、機構が成立して3年未満の 場合、機構の存続期間に基づき計算する、
 - 2. 直近3会計年度における総収入の50パーセント以上の出所が投資、再投資もしくは金融資産の売買によるもので、かつ預金機構、保管機構、特定の保険機構もしくは本項第1号で前述した管理を行う投資機構ならびに投資の意思決定を行う機構で、機構が成立して3年未満の場合、機構の存続期間に基づき計算する、
 - 3. 証券投資基金、私募投資基金等の投資、再投資もしくは金融資産売買を目的として設立した投資実体。
 - (4) 特定の保険機構とは、現金的価値を有する保険もしくは年金業務を展開する機構を指す。 本弁法がいう保険機構とは、西暦の前年度内に、保険、再保険および年金契約の収入が総

収入に占める比重が50パーセント以上の機構、もしくは西暦の前年度末に有する保険、 再保険および年金契約の資産が総資産に占める比重が50パーセント以上の機構を指す。 本弁法がいう金融資産とは、証券、パートナーシップ権益、コモディティ商品、スワップ、保険 契約、年金契約もしくは上述した資産の権益を含み、前述した権益は先物、為替予約契約もしく はオプションを含む。金融資産には実物の商品もしくは不動産非債券直接権益を含まない。

第7条 以下の機構は、本弁法第6条に規定する金融機構に属する。

- (1) 商業銀行、農村信用合作社等の公衆預金を吸収する金融機構および政策性銀行、
- (2) 証券会社、
- (3) 先物取引会社、
- (4) 証券投資基金管理会社、私募基金管理会社、私募基金管理業務に従事するパートナーシップ企業、
- (5) 現金的価値を有する保険もしくは年金業務を展開する保険会社、保険資産管理会社、
- (6) 信託会社、
- (7) その他、条件に合致する機構。

第8条 以下の機構は、本弁法第6条に規定する金融機構に属さない。

- (1) 金融資産管理会社、
- (2) ファイナンス・カンパニー、
- (3) 金融リース会社、
- (4) 自動車金融会社、
- (5) 消費者金融会社、
- (6) マネーブローカー会社、
- (7) 証券登記決済機構、
- (8) その他、条件に合致しない機構。

第9条 本弁法がいう金融口座に含まれるのは、

- (1) 預金口座とは、預金性質業務を展開することで形成された口座を指し、普通預金、定期預金、トラベラーズチェック、プリペイド機能を付帯したクレジットカード等を含む。
- (2) カストディロ座とは、他人のために金融資産を所持する業務を展開することにより形成した口座を指し、顧客を代理して金融資産を売買する業務および顧客の委託を受け、顧客のために資産を管理・受託する業務を含む。
 - 1. 顧客を代理して金融資産を売買する業務には、証券ブローカー業務、先物ブローカー業務、顧客を代理して展開する貴金属・国債業務もしくはその他の類似業務を含む、
 - 2. 顧客の委託を受け、顧客のために資産を管理・受託する業務には、金融機構が

発起・設立もしくは管理する独立法人資格の理財商品・基金・信託計画・専用 口座/集合類資産管理計画もしくはその他の金融投資商品を含む。

- (3) その他の口座とは、以下のいずれかの条件に合致する口座を指す。
 - 1. 投資機構の持分もしくは債権権益で、私募投資基金のパートナーシップ権益および信託の受益権を含む、
 - 2. 現金的価値を有する保険契約もしくは年金契約。
- 第10条 本弁法がいう非居住者とは、中国税収居住者以外の個人および企業(その他組織を含む)を指す、ただし政府機構、国際組織、中央銀行、金融機構もしくは証券市場で上場取引する会社およびその関連機構は含まない。前述の証券市場とは、所在地政府により認可および監督管理された証券市場を指す。中国税収居住者とは、中国税法で規定する居住者企業もしくは居住者個人を指す。本弁法がいう非居住者金融口座とは、わが国国内の金融機構で開設もしくは保有する、非居住者もしくは非居住支配者による受動的非金融機構が所持する金融口座を指す。金融機構は非居住者金融口座と識別した日からそれを非居住者金融口座に組み入れて管理を行わなければならない。口座保有者が同時に中国の税収居住民およびその他国家(地域)の税収居住民を構成する場合、金融機構は本弁法の規定に基づきその口座情報を収集ならびに送付しなければならない。
- 第11条 本弁法がいう口座保有者とは、金融機構により口座の所有者として登記もしくは確認された個人 もしくは機構を指し、代理人・名義所持者・授権署名者等、他人の利益のために口座を所持する 個人もしくは機構は含まない。

現金的価値を有する保険契約もしくは年金契約の口座保有者とは、現金的価値を獲得するもしく は契約受益者を変更するいかなる権利を有する個人もしくは機構を指し、前述の個人もしくは機 構が存在しない場合は、契約所有者および契約条項に基づき支払金額に対して既得権利を有する 個人もしくは機構とする。現金的価値を有する保険契約もしくは年金契約が期限満了のとき、口 座保有者は契約規定に基づき金額を受領する権利を有する個人もしくは機構を含む。

第12条 本弁法がいう受動的非金融機構とは、以下のいずれかの条件に合致する機構を指す。

- (1) 西暦の前年度内に、配当、利息、リース料、特許権使用料収入等、積極的な経営活動の収入に属さず、ならびに前述の収入をもたらす金融資産の譲渡収入が総収入に占める比重が50パーセント以上の非金融機構、
- (2) 西暦の前年度末に、本項第1項で述べた収入をもたらすことのできる金融資産が総資産に 占める比重が50パーセント以上を有する非金融機構、
- (3) 税収居住国(地域)において金融口座の税務関連情報の自動的交換基準を実施しない投資機構。

以下の非金融機構は受動的非金融機構に属さない。

(1) 上場会社およびその関連機構、

- (2) 政府機構もしくは公共サービス職能を履行する機構、
- (3) 非金融機構持分を所持もしくはそれに融資およびサービスを提供するためだけに設立した支配公司、
- (4) 成立した時間が24カ月足らずで、なおかつ業務を展開していない企業、
- (5) まさに資産の清算もしくは再編の過程にある企業、
- (6) 当該集団(当該集団内機構はすべて非金融機構)内の関連機構とのみ融資もしくはヘッジ 取引を展開する企業、
- (7) 非営利組織。
- 第13条 本弁法がいう支配者とは、某一機構に対して支配を実施する個人を指す。

会社の支配者は以下の規則に基づき順次、判定する。

- (1) 直接もしくは間接的に25パーセントを超える会社の持分もしくは表決権を有する個人、
- (2) 人事、財務等その他の方式を通じて会社に対して支配を行う個人、
- (3) 会社の高級管理人員。

パートナーシップ企業の支配者は、25 パーセントを超えるパートナーシップ権益を有する個人。 信託の支配者とは、信託の委託者・受託者・受益者およびその他の信託に対して最終的に有効支 配を実施する個人を指す。

基金の支配者とは、25 パーセントを超える権益持分を有するもしくはその他の基金に対して支配 を行う個人を指す。

第14条 本弁法がいう関連機構とは、1つの機構が別の機構を支配、もしくは2つの機構が共同支配を受け、 その場合は当該の2つの機構は互いに関連機構であることを指す。

前項がいう支配とは、直接もしくは間接的に機構の50パーセント以上の持分および表決権を有すること指す。

第15条 本弁法がいう金融口座には、既存口座および新規開設口座を含む。

既存口座とは、以下のいずれかの条件に合致する口座を指し、既存個人口座および既存機構口座 を含む。

- (1) 2017年6月30日まで金融機構が保有する、個人もしくは機構が所持する金融口座、
- (2) 2017年7月1日(当日を含む、以下同)以降に開設し同時に以下の条件に合致する金融口座。
 - 1. 口座保有者がすでに同一金融機構で本項第1号が述べる口座を開設している場合
 - 2. 上述の金融機構が口座の合計残高を確定するとき、本項第2号が述べる口座と 本項第1号が述べる口座を同一口座とみなす場合、
 - 3. 金融機構がすでに本項第1号で述べる口座に対してアンチ・マネーロンダリン

グ顧客身分識別を行った場合、

4. 口座開設時、口座保有者が本弁法の要求以外のその他の情報を提供する必要のない場合。

既存個人口座とは、低純資産価値口座および高純資産価値口座を含み、低純資産価値口座とは 2017 年 6 月 30 日までの口座合計残高が 100 万米ドル相当 ("100 万米ドル"、以下同) を超えない口座を指し、高純資産価値口座とは 2017 年 6 月 30 日までの口座合計残高が 100 万米ドルを超える口座を指す。

新規開設口座とは、2017年7月1日以降に金融機構で開設したものを指し、第2項第2号に規定する口座以外の、個人もしくは機構が所持する金融口座で、新規開設個人口座および新規開設機構口座を含む。

第16条 本弁法がいう口座合計残高とは、口座保有者が同一金融機構およびその関連機構において所持する全部の金融口座の残高もしくは資産の価値の和を指す。

金融機構が合計する必要のある口座は、コンピュータを通じたシステムの中の顧客番号、納税者識別番号等の肝心なデータ項目、識別が可能なすべての金融口座に限る。

連名口座の各口座の所持者は、残高を合計するとき、当該連名口座の全部の残高を計算しなければならない。

高純資産価値口座か否かを確定するとき、顧客経理はその職務に就く金融機構内におけるいくつ の口座が直接もしくは間接的に同一個人が有するもしくは支配するものであると知るもしくは知 るべきであり、これらの口座に対して合計すべきである。

前項がいう顧客経理とは、金融機構が指定し、特定顧客と直接関係があり、顧客の需要に基づき 顧客に関連金融商品・サービスを紹介、推薦もしくはその他の協力を提供する人員を指す。ただ し前述の条件へ合致するが、偶然の原因により顧客に上述のサービスを提供する人員は含まない。 金融機構は口座の合計残高を計算するとき、口座の通貨種類が米ドルでない場合、計算日当日の 中国人民銀行が公布した外貨仲値に基づき米ドル計算で換算しなければならない。米ドルに換算 するとき、もとの通貨種類の金額に基づき換算することができ、当該金融機構が記帳する本位貨 幣の記録に基づき金額を換算することもできる。

第17条 本弁法がいう非居住者識別とは、金融機構が既存個人口座保有者が非居住者個人かどうかを検索 し判断するために用いる関連要素を指し、具体的には以下を含む。

- (1) 口座保有者の国外身分証明、
- (2) 口座保有者の国外現居住地住所もしくは郵送住所、私書箱を含む、
- (3) 口座保有者の国外電話番号、かつわが国の国内電話番号がない、
- (4) 預金口座以外の口座による国外口座への定期的な振替の指図
- (5) 口座代理人もしくは授権署名者の国外住所、
- (6) 国外の転交住所もしくは留交住所、しかも唯一の住所である。転交住所とは、口座保有者

が要求するその関連郵便物を郵送する取り次ぎ者の住所を指し、取り次ぎ者は郵便物を受け取った後、再び口座保有者に手渡す。留交住所とは、口座保有者が要求するその関連郵便物を一時的に預けておく住所を指す。

第18条 本弁法がいう証明資料とは以下を指す。

- (1) 政府が発行する税収居住者身分証明、
- (2) 政府が発行する個人の姓名を有しかつ通常身分識別に用いる有効な身分証明を含み、もしくは政府が発行する機構名称および主要オフィスの住所もしくは登録設立住所等の情報を含む公式文書。

第3章 個人口座デューデリジェンス

- **第19条** 金融機構は以下の規定に基づき、新規開設個人口座に対してデューデリジェンスを展開しなければならない。
 - (1) 個人が口座を開設するとき、金融機構は口座保有者が署名した税収居住者身分声明文書 (以下"声明文書"という)を取得し、口座保有者が非居住者個人か否かを識別しなけれ ばならない。金融機構は当該機構の電子チャネルを通じて個人口座の開設申請を受け取る とき、口座保有者に電子声明文書の提出を要求しなければならない。声明文書は口座開設 資料の一部分としなければならず、声明文書関連情報は口座開設申請書の中に組み入れる ことができる。個人が他人を代理して金融口座を開設するおよび単位が個人を代行して金 融口座を開設するとき、口座保有者の書面での授権を経た後、代理人により声明文書へ署 名することができる。
 - (2) 金融機構は口座開設資料(アンチ・マネーロンダリング顧客身分識別の手順を通じて収集 した資料を含む)に基づき、声明文書の合理性に対して審査を行い、記入情報にその他の 情報と明らかな矛盾が存在するか否かを主に確認しなければならない。金融機構は声明文 書に不合理な情報が存在することを認識したとき、口座保有者に有効な声明文書もしくは 解釈を行うことを要求しなければならない。有効な声明文書もしくは合理的な解釈を提供 しない場合、口座を開設してはならない。
 - (3) 非居住者個人と識別した場合、金融機構は必要な情報を収集、送付しなければならない。
 - (4) 金融機構は、新規開設個人口座の状況に変化が生じたことにより既存の声明文書の情報が不正確もしくは不確かだと知るもしくは知るべきである場合、口座保有者に有効な声明文書の提出を要求しなければならない。口座保有者が提出を要求された日から90日以内に声明文書を提出できなかった場合、金融機構はその口座を非居住者口座とみなして管理しなければならない。
- 第20条 金融機構は2018年12月31日前までに以下の方式を選択し、既存の個人低純資産価値口座に対し

てデューデリジェンスを行わなければならない。

- (1) 現有顧客資料(アンチ・マネーロンダリング顧客身分識別の手順を通じて収集した資料を含む、以下同)の中に住所が残っており、かつ証明資料にある現居住地住所もしくは住所が現居住国家(地域)に位置することを証明する口座保有者に対して、口座保有者の住所に基づいて非居住者個人か否かを確定することができる。郵送が配達できない場合、顧客資料に残る住所を現居住地住所とみなしてはならない。
- (2) 現有の情報システムを利用して電子記録を検索し、口座に非居住者識別のいずれか一つが 存在するか否かを識別する。

現有の顧客資料に現居住地住所の情報がない場合、もしくは口座状況に変化が生じたことで現居 住地住所の証明資料がもはや正確ではなくなった場合、金融機構は前項第2項の方式を採用しデューデリジェンスを展開しなければならない。

- 第21条 金融機構は2017年12月31日前に既存の個人高純資産価値口座に対して順次、以下のデューデリジェンス手続を完成させなければならない。
 - (1) 電子記録検索および紙の記録検索を展開し、口座に非居住者識別のいずれか一つが存在するか否かを識別する。検索しなければならない紙の記録には、過去5年のうちに取得した、 口座と関連する全部の紙の資料を含む。
 - 金融機構は既存の情報システムを利用して全部の非居住者識別欄の情報を電子検索できる場合、紙の記録検索を展開しなくてもよい。
 - (2) 顧客経理にその顧客が非居住者個人か否かを問う。
- 第22条 既存の個人低純資産価値口座に対して、2017年6月30日の後いずれかの西暦の年度末の口座合計 残高が100万米ドルを超えるとき、金融機構は翌年の12月31日前に、本弁法第21条規定の手順 に基づき口座に対してデューデリジェンスを完成させなければならない。
- 第23条 非居住者識別がある既存個人口座の発見に対して、金融機構が現有の顧客資料を通じて口座保有者が非居住者個人だと確認することができる場合、必要情報を収集、記録し送付しなければならない。確認ができない場合、口座保有者に声明文書の提出を要求しなければならない。声明が中国税収居住者個人の場合、金融機構はそれに相応する証明資料の提出を要求しなければならない。声明が非居住者個人の場合、金融機構は必要情報を収集、記録し送付しなければならない。口座保有者が提出を要求された日から90日以内に声明文書を提出できない場合、金融機構はその口座を非居住者口座とみなして管理しなければならない。

非居住者識別がある既存個人口座の存在が発見されないことに対して、金融機構はさらなる処理 をする必要はないが、ただし持続的な監視制御メカニズムを構築しなければならない。口座状況 に変化が生じて非居住者識別が現れたとき、前項規定の手順を執行しなければならない。 第24条 現金的価値の保険契約もしくは年金契約に対して、金融機構は死亡保険金を取得する受益者が非 居住者個人であることを知るもしくは知るべきである場合、その口座を非居住者口座とみなして 管理しなければならない。

第4章 機構口座デューデリジェンス

- **第25条** 金融機構は以下の規定に基づき、新規開設の機構口座に対してデューデリジェンスを展開しなければならない。
 - (1) 機構が口座を開設するとき、金融機構は当該機構の授権者が署名した声明文書を取得し、 口座保有者が非居住者企業および受動的非金融機構か否かを識別しなければならない。声 明文書は口座開設資料の一部分としなければならず、声明文書の関連情報は開設申請書の 中に組み入れることができる。
 - (2) 金融機構は口座開設資料(アンチ・マネーロンダリング顧客身分識別の手順を通じて収集 した資料を含む)もしくは公開情報に基づき声明文書の合理性に対して審査を行い、記入 情報にその他の情報と明らかな矛盾が存在するか否かを主に確認しなければならない。金 融機構は声明文書に不合理な情報が存在することを認識したとき、口座保有者に有効な声 明文書もしくは解釈を行うことを要求しなければならない。有効な声明文書もしくは合理 的な解釈を提供しない場合、口座を開設してはならない。
 - (3) 非居住者企業と識別した場合、金融機構は必要な情報を収集、記録し送付しなければならない。パートナーシップ企業等の機構が税収居住者身分を有さないと声明する場合、金融機構はその実際の管理機構の所在地に基づきその税収居住国(地域)を確定することができる。
 - (4) 受動的非金融機構と識別した場合、金融機構はアンチ・マネーロンダリング顧客身分識別の手順で収集した資料に基づきその支配者を識別し、かつ機構の授権者もしくは支配者が署名した声明文書を取得し、支配者が非居住者個人か否かを識別しなければならない。非居住者支配者の受動的非金融機構と識別した場合、金融機構は受動的非金融機構およびその支配者の関連情報を収集、記録しなければならない。
 - 口座保有者が非居住者企業の場合、それが同時に非居住者支配者の受動的非金融機構か否 かもさらに識別しなければならない。
 - (5) 金融機構は、新規開設機構口座の状況に変化が生じたことにより既存の声明文書情報が不正確もしくは不確かだと知るもしくは知るべきである場合、機構授権者に有効な声明文書の提出を要求しなければならない。機構授権者が提出を要求された日から90日以内に声明文書を提出できなかった場合、金融機構はその口座を非居住者口座とみなして管理しなければならない。
- 第26条 金融機構は現有の顧客資料もしくは国外機構の国内外貨口座識別に基づき、既存の機構口座保有

者が非居住者企業か否かを識別しなければならない。

機構授権者が署名した声明文書もしくは公開情報を通じて中国税収居住者企業と確認できる場合を除き、上述の情報が当該機構を非居住者企業だと表明する場合、非居住者企業と識別しなければならない。

非居住者企業と識別した場合、金融機構は必要な情報を収集、記録し送付しなければならない。

第27条

金融機構は、既存の機構口座保有者が受動的非金融機構か否かを識別しなければならない。現有の顧客資料もしくは公開情報を通じて受動的非金融機構ではないと確認した場合、さらなる処理を行う必要はない。確認ができない場合、金融機構は機構授権者が署名した声明文書を取得しなければならない。受動的非金融機構と声明する場合、第2項規定に基づきさらにその支配者を識別しなければならない。声明文書を取得できない場合、金融機構は口座保有者を受動的非金融機構とみなさなければならない。

受動的非金融機構と識別し、かつ2017年6月30日までの口座合計残高が100万米ドルを超える場合、金融機構は機構支配者もしくは授権者により署名された声明文書を取得し、支配者が非居住者個人か否かを識別しなければならない。声明文書を取得できない場合、金融機構は支配者に対して非居住者識別検索を展開し、それが非居住者個人か否かを識別しなければならない。口座合計残高が100万米ドルを超えない場合、金融機構は現有の顧客資料に基づき受動的非金融機構の支配者が非居住者個人か否かを識別することができる。現有の顧客資料では識別ができない場合、金融機構は支配者の関連情報を収集しなくてもよい。

非居住者支配者の受動的非金融機構と識別した場合、金融機構は受動的非金融機構およびその支配者の関連情報を収集、記録しなければならない。

第28条

2017年6月30日までの口座合計残高が25万米ドルを超える既存の機構口座の場合、金融機構は2018年12月31日前に口座に対してデューデリジェンスを完成しなければならない。

2017年6月30日までの口座合計残高が25万米ドルを超えない既存の機構口座の場合、金融機構はデューデリジェンスを展開する必要はない。ただし、その後、いずれかの西暦の年度末の口座合計残高が25万米ドルを超えるとき、金融機構は翌年の12月31日前に、本弁法第26条および第27条の規定に基づき口座に対してデューデリジェンスを完成させなければならない。

第5章 その他コンプライアンスの要求

第29条

金融機構は自身の業務需要に基づき、新規開設口座のデューデリジェンス手順を既存口座に適用することができる。

第30条

金融機構が顧客への金融商品販売をその他機構に委託する場合、代理販売機構は委託機構に協力して本弁法が要求するデューデリジェンス業務を展開し、合わせて委託機構に本弁法が要求する

情報を提供しなければならない。

- 第31条 金融機構は第三者にデューデリジェンスを委託して展開することができるが、ただし関連責任は なお金融機構が負わなければならない。基金、信託等が投資機構に属する場合、それぞれファン ド管理会社、信託会社を第三者としてデューデリジェンス関連業務を完成することができる。
- 第32条 金融機構は口座保有者情報変化監視制御メカニズムを構築しなければならず、口座保有者の本弁 法が規定する関連情報が変化した日から30日以内に金融機構への通知を要求することを含む。金融機構は、口座保有者の関連情報に変化が生じたことを知るもしくは知るべきである日から90日 以内もしくは本年度12月31日前に関連デューデリジェンスの手順に基づき口座保有者もしくは 関連支配者が非居住者か否かをあらためて識別する。
- 第33条 以下の口座に対してはデューデリジェンスを展開する必要はない。
 - (1) 以下の条件に同時に合致する退職金口座。
 - 1. 政府の監督管理を受けている、
 - 2. 税収優遇を享受している、
 - 3. 税務機関に口座関連情報を申告している、
 - 4. 規定の定年退職年齢等の条件に達するときのみに現金の引き出しができる、
 - 5. 毎年の納付が 5 万米ドルを超えず、もしくは終身納付が 100 万米ドルを超えない。
 - (2) 以下の条件に同時に合致する社会保障類口座。
 - 1. 政府の監督管理を受けている、
 - 2. 税収優遇を享受している、
 - 3. 現金の引き出しが口座開設の目的と関連しなければならず、医療等を含む、
 - 4. 毎年の納付が5万米ドルを超えない。
 - (3) 以下の条件に同時に合致する定期生命保険契約。
 - 1. 契約存続期間内もしくは被保険者の年齢が満90歳の前(短い方を基準とする)で、少なくとも年度どおりに保険料を支払い、かつ保険料は時間に伴い逓減しない。
 - 2. 契約が終了しない状況のもと、いかなる人も保険価値を取得することはできない。
 - 3. 契約解除もしくは終了のとき、支給金額(死亡補償金を含まず)が契約存続期間の関連支出から控除された後、当該契約の累計支払の保険料総額を超えてはならない、
 - 4. 契約は有価方式を通じて譲渡してはならない。
 - (4) 以下の事項のために開設した口座。

- 1. 法院の裁定もしくは判決、
- 2. 不動産もしくは動産の販売、取引もしくはリース、
- 3. 不動産を抵当とした貸付の場合、一部金額を事前保留して不動産関連の税額も しくは保険の支払に利便化する、
- 4. 税額支払専用のため。
- (5) 以下の条件に同時に合致する預金口座。
 - 1. クレジットカードの超額返済もしくはその他の返済により形成し、かつ超額金額をただちに口座保有者に返還しない場合、
 - 2. 口座保有者の5万米ドル以上の超額返済を禁止し、もしくは口座保有者の超額 返済が5万米ドル以上の金額は、60日以内に口座保有者に返還しなければなら ない。
- (6) 西暦の前年度の残高が 1,000 米ドルを超えない休眠口座。休眠口座は、以下のいずれかの 条件を満足する口座(年金契約を含まず)。
 - 1. 過去の西暦の3カ年度中、口座保有者が金融機構にいかなる口座と関連した取引をも発起していない、
 - 2. 過去の西暦の6カ年度中、口座保有者が金融機構にいかなる口座と関連した事項をも意思疎通していない、
 - 3. 現金的価値を有する保険契約に対して、過去の西暦の6カ年度中、口座保有者 が金融機構にいかなる口座と関連した事項をも意思疎通していない。
- (7) わが国の政府機関、事業単位、軍隊、武警部隊、居民委員会、村民委員会、社区委員会、 社会団体等の単位が保有する口座、軍人(武装警察)が所持する軍人(武装警察)身分証 明書により開設した口座。
- (8) 政策性銀行が政府の決定を執行するために開設した口座。
- (9) 保険会社間の補償再保険契約。
- 第34条 金融機構は本弁法執行の過程で収集した資料を適宜、保管しなければならず、保存期限は送付期 末から少なくとも5年とする。関連資料は電子形式での保存でもよく、ただし関連業界の監督管 理部門および国家税務総局の要求に基づき紙質バージョンで提出できることを確保しなくてはな らない。
- 第35条 金融機構は国内分支機構の以下の非居住者口座情報を一括送付し、合わせて送付情報の金融機構 名称、住所および納税者識別番号を記入しなければならない。
 - (1) 個人口座保有者の姓名、現居住地住所、税収居住国(地域)、居住国(地域)納税者識別番号、出生地、出生期日。機構口座保有者の名称、住所、税収居住国(地域)、居住国(地域)納税者識別番号。機構口座保有者が非居住者支配者の受動的非金融機構を有する場合、非居住者支配者の姓名、現居住地住所、税収居住国(地域)、居住国(地域)納税者識別

番号、出生地、出生期日も送付しなければならない。

- (2) 口座もしくは類似情報。
- (3) 西暦の年度末の1つの非居住者口座の残高もしくは純資産価値(現金的価値を有する保険 契約もしくは年金契約の現金的価値もしくは保険解約価値を含む)。口座が本年度内に抹 消される場合、残高をゼロとし、同時に口座はすでに抹消と注記しなければならない。
- (4) 預金口座は、西暦の年度内に受け取るもしくは組み入れた当該口座の利息総額を送付する。
- (5) カストディロ座は、西暦の年度内に受け取るもしくは組み入れた当該口座の利息総額、配 当総額およびその他の委託管理された資産により受け取るもしくは組み入れる当該口座 の収入総額を送付する。情報を送付した金融機構が代理人、仲介人もしくは名義所持者の 場合、販売もしくは買戻し金融資産により受け取るもしくは当該カストディロ座に組み入 れる収入総額を送付する。
- (6) その他の口座が、西暦の年度内に受け取るもしくは当該口座に組み入れる収入総額を送付する、買戻し金額の総額を含む。
- (7) 国家税務総局が送付を要求するその他の情報。

上述の情報のうち金額に係わる場合、もとの通貨種類に基づき送付かつもとの通貨種類の名称を注記しなければならない。

既存口座に対して、金融機構の現有顧客資料のうち居住国(地域)納税者識別番号、出生期日も しくは出生地情報がない場合、上述の情報を送付する必要はない。ただし、金融機構は上述の口 座が非居住者口座と認定される翌年の12月31日前までに、積極的に措置を採り、上述の情報を 取得しなければならない。

非居住者口座保有者に居住国(地域)納税者識別番号がない場合、金融機構は納税者識別情報を 収集、送付する必要はない。

第36条 金融機構は2017 年 12 月 31 日前に国家税務総局のウェブサイトに登録し登録登記を行い、かつ毎年 5 月 31 日前に要求に基づき第 35 条に記述した情報を送付しなければならない。

第6章 監督管理

第37条 金融機構は、監視制御メカニズムを構築、実施し、年度に基づき本弁法の執行状況を評価し、遅滞なく問題を発見し、是正を行い、合わせて翌年の6月30日前に関連業界監督管理部門および国家税務総局に書面報告しなければならない。

第38条 金融機構に以下のいずれかの状況がある場合、国家税務総局がその改正期限を命令する。

- (1) 本弁法の規定に基づきデューデリジェンスを展開しない場合、
- (2) 本弁法に基づき監視制御メカニズムを構築、実施しない場合、
- (3) 口座保有者の情報を故意に報告間違い、報告漏れする場合、

- (4) 口座保有者が真実の情報を隠す、もしくは情報を偽造することを幇助する場合、
- (5) その他の本弁法の規定に違反する場合。

期限を超えて是正しない場合、税務機関は関連納税信用情報を記録し、合わせて納税信用評価に 用いる。関連規定違反の状況を関連金融主管部門に通報する。

第39条 金融機構の重大な規定違反行為に対して、関連金融主管部門は以下の措置を採ることができる。

- (1) 金融機構に営業停止、是正を命令もしくはその営業許可証を取り消す、
- (2) 金融機構の直接責任を負う董事、高級管理人員およびその他の直接の責任を負う人員の就任資格を取消し、それが金融業界に関連する業務に従事することを禁止する、
- (3) 金融機構の直接責任を負う董事、高級管理人員およびその他の直接の責任者に対して規律 処分を科すことを命令する。
- 第40条 口座保有者の重大な規定違反行為に対して、関連金融主管部門は関連法律、法規に基づき処罰を 科し、犯罪容疑に関わる場合、司法機関に移送し処理を行う。

第7章 附則

- 第41条 本弁法の施行前にわが国と関連国家(地域)がすでに非居住者金融口座税務関連情報デューデリジェンス事項を協議し二国間協定を締結した場合、関連要求は別途規定する。
- 第42条 国家税務総局と関連金融主管部門は税務関連情報の共有メカニズムを構築し、国家税務総局は本 弁法規定の情報を遅滞なく取得することを保障する。非居住者金融口座税務関連情報の送付要求 は別途規定する。
- 第43条 本弁法がいう "以上" "以下" はすべて当該数を含み、"満たさない" "超える" はすべて当該数を 含まない。
- **第44条** 本弁法は2017年7月1日より施行する。

(中国語原文)

国家税务总局 财政部 中国人民银行 中国银行业监督管理委员会 中国证券监督管理委员会 中国保险监督管理委员会

关于发布《非居民金融账户涉税信息尽职调查管理办法》的公告 国家税务总局 财政部 中国人民银行 中国银行业监督管理委员会 中国证券监督管理委员会 中国保险监督管理委员会公告 2017 年第 14 号

为了履行金融账户涉税信息自动交换国际义务,规范金融机构对非居民金融账户涉税信息的尽职调查行为,国家税务总局、财政部、中国人民银行、中国银行业监督管理委员会、中国证券监督管理委员会、中国保险监督管理委员会制定了《非居民金融账户涉税信息尽职调查管理办法》,现予发布,自 2017 年 7 月 1 日起施行。

特此公告。

- 附件: 1. 个人税收居民身份声明文件(样表) 〔略〕
 - 2. 机构税收居民身份声明文件(样表) (略)
 - 3. 控制人税收居民身份声明文件(样表) 〔略〕

国家税务总局 财政部 人民银行银监会 证监会 保监会 2017年5月9日

非居民金融账户涉税信息尽职调查管理办法

第一章 总 则

- 第一条 为了履行《多边税收征管互助公约》和《金融账户涉税信息自动交换多边主管当局间协议》 规定的义务,规范金融机构对非居民金融账户涉税信息的尽职调查行为,根据《中华人民共和国税收征收管理法》《中华人民共和国反洗钱法》等法律、法规的规定,制定本办法。
- **第二条** 依法在中华人民共和国境内设立的金融机构开展非居民金融账户涉税信息尽职调查工作, 适用本办法。
- **第三条** 金融机构应当遵循诚实信用、谨慎勤勉的原则,针对不同类型账户,按照本办法规定,了解账户持有人或者有关控制人的税收居民身份,识别非居民金融账户,收集并报送账户相关信息。
- **第四条** 金融机构应当建立完整的非居民金融账户尽职调查管理制度,设计合理的业务流程和操作规范,并定期对本办法执行落实情况进行评估,妥善保管尽职调查过程中收集的资料,严

格进行信息保密。金融机构应当对其分支机构执行本办法规定的尽职调查工作作出统一要求并进行监督管理。

金融机构应当向账户持有人充分说明本机构需履行的信息收集和报送义务,不得明示、暗示或者帮助账户持有人隐匿身份信息、不得协助账户持有人隐匿资产。

第五条 账户持有人应当配合金融机构的尽职调查工作,真实、及时、准确、完整地向金融机构提供本办法规定的相关信息,并承担未遵守本办法规定的责任和风险。

第二章 基本定义

- **第六条** 本办法所称金融机构,包括存款机构、托管机构、投资机构、特定的保险机构及其分支机构:
 - (一) 存款机构是指在日常经营活动中吸收存款的机构;
 - (二) 托管机构是指近三个会计年度总收入的百分之二十以上来源于为客户持有金融资产 的机构, 机构成立不满三年的, 按机构存续期间计算;
 - (三) 投资机构是指符合以下条件之一的机构:
 - 1. 近三个会计年度总收入的百分之五十以上来源于为客户投资、运作金融资产的 机构,机构成立不满三年的,按机构存续期间计算:
 - 2. 近三个会计年度总收入的百分之五十以上来源于投资、再投资或者买卖金融资产,且由存款机构、托管机构、特定的保险机构或者本项第1目所述投资机构进行管理并作出投资决策的机构,机构成立不满三年的,按机构存续期间计算;
 - 3. 证券投资基金、私募投资基金等以投资、再投资或者买卖金融资产为目的而设立的投资实体。
 - (四) 特定的保险机构是指开展有现金价值的保险或者年金业务的机构。本办法所称保险 机构是指上一公历年度内,保险、再保险和年金合同的收入占总收入比重百分之五 十以上的机构,或者在上一公历年度末拥有的保险、再保险和年金合同的资产占总 资产比重百分之五十以上的机构。

本办法所称金融资产包括证券、合伙权益、大宗商品、掉期、保险合同、年金合同或者上述资产的权益,前述权益包括期货、远期合约或者期权。金融资产不包括实物商品或者不动产非债直接权益。

第七条 下列机构属于本办法第六条规定的金融机构:

- (一) 商业银行、农村信用合作社等吸收公众存款的金融机构以及政策性银行;
- (二) 证券公司;
- (三) 期货公司:
- (四) 证券投资基金管理公司、私募基金管理公司、从事私募基金管理业务的合伙企业;

- (五) 开展有现金价值的保险或者年金业务的保险公司、保险资产管理公司;
- (六) 信托公司;
- (七) 其他符合条件的机构。

第八条 下列机构不属于本办法第六条规定的金融机构:

- (一) 金融资产管理公司;
- (二) 财务公司;
- (三) 金融租赁公司;
- (四) 汽车金融公司;
- (五) 消费金融公司;
- (六) 货币经纪公司;
- (七) 证券登记结算机构;
- (八) 其他不符合条件的机构。

第九条 本办法所称金融账户包括:

- (一) 存款账户,是指开展具有存款性质业务而形成的账户,包括活期存款、定期存款、 旅行支票、带有预存功能的信用卡等。
- (二) 托管账户,是指开展为他人持有金融资产业务而形成的账户,包括代理客户买卖金融资产的业务以及接受客户委托、为客户管理受托资产的业务:
 - 1. 代理客户买卖金融资产的业务包括证券经纪业务、期货经纪业务、代理客户开展贵金属、国债业务或者其他类似业务:
 - 2. 接受客户委托、为客户管理受托资产的业务包括金融机构发起、设立或者管理 不具有独立法人资格的理财产品、基金、信托计划、专户/集合类资产管理计划或 者其他金融投资产品。
- (三) 其他账户, 是指符合以下条件之一的账户:
 - 1. 投资机构的股权或者债权权益,包括私募投资基金的合伙权益和信托的受益权;
 - 2. 具有现金价值的保险合同或者年金合同。
- **第十条** 本办法所称非居民是指中国税收居民以外的个人和企业(包括其他组织),但不包括政府 机构、国际组织、中央银行、金融机构或者在证券市场上市交易的公司及其关联机构。前 述证券市场是指被所在地政府认可和监管的证券市场。中国税收居民是指中国税法规定的 居民企业或者居民个人。

本办法所称非居民金融账户是指在我国境内的金融机构开立或者保有的、由非居民或者有非居民控制人的消极非金融机构持有的金融账户。金融机构应当在识别出非居民金融账户之日起将其归入非居民金融账户进行管理。

账户持有人同时构成中国税收居民和其他国家(地区)税收居民的,金融机构应当按照本

办法规定收集并报送其账户信息。

第十一条 本办法所称账户持有人是指由金融机构登记或者确认为账户所有者的个人或者机构,不包括代理人、名义持有人、授权签字人等为他人利益而持有账户的个人或者机构。

现金价值保险合同或者年金合同的账户持有人是指任何有权获得现金价值或者变更合同受益人的个人或者机构,不存在前述个人或者机构的,则为合同所有者以及根据合同条款对支付款项拥有既得权利的个人或者机构。现金价值保险合同或者年金合同到期时,账户持有人包括根据合同规定有权领取款项的个人或者机构。

第十二条 本办法所称消极非金融机构是指符合下列条件之一的机构:

- (一) 上一公历年度内,股息、利息、租金、特许权使用费收入等不属于积极经营活动的收入,以及据以产生前述收入的金融资产的转让收入占总收入比重百分之五十以上的非金融机构;
- (二) 上一公历年度末,拥有可以产生本款第一项所述收入的金融资产占总资产比重百分 之五十以上的非金融机构;
- (三) 税收居民国(地区)不实施金融账户涉税信息自动交换标准的投资机构。

下列非金融机构不属于消极非金融机构:

- (一) 上市公司及其关联机构:
- (二) 政府机构或者履行公共服务职能的机构;
- (三) 仅为了持有非金融机构股权或者向其提供融资和服务而设立的控股公司;
- (四) 成立时间不足二十四个月且尚未开展业务的企业;
- (五) 正处于资产清算或者重组过程中的企业:
- (六) 仅与本集团(该集团内机构均为非金融机构)内关联机构开展融资或者对冲交易的企业;
- (七) 非营利组织。

第十三条 本办法所称控制人是指对某一机构实施控制的个人。

公司的控制人按照以下规则依次判定:

- (一) 直接或者间接拥有超过百分之二十五公司股权或者表决权的个人;
- (二) 通过人事、财务等其他方式对公司进行控制的个人:
- (三) 公司的高级管理人员。

合伙企业的控制人是拥有超过百分之二十五合伙权益的个人。

信托的控制人是指信托的委托人、受托人、受益人以及其他对信托实施最终有效控制的个人。

基金的控制人是指拥有超过百分之二十五权益份额或者其他对基金进行控制的个人。

第十四条 本办法所称关联机构是指一个机构控制另一个机构,或者两个机构受到共同控制,则该两个机构互为关联机构。

前款所称控制是指直接或者间接拥有机构百分之五十以上的股权和表决权。

第十五条 本办法所称金融账户包括存量账户和新开账户。

存量账户是指符合下列条件之一的账户,包括存量个人账户和存量机构账户:

- (一) 截至 2017 年 6 月 30 日由金融机构保有的、由个人或者机构持有的金融账户;
- (二) 2017年7月1日(含当日,下同)以后开立并同时符合下列条件的金融账户:
 - 1. 账户持有人已在同一金融机构开立了本款第一项所述账户的;
 - 2. 上述金融机构在确定账户加总余额时将本款第二项所述账户与本款第一项所述 账户视为同一账户的;
 - 3. 金融机构已经对本款第一项所述账户进行反洗钱客户身份识别的;
 - 4. 账户开立时, 账户持有人无需提供除本办法要求以外的其他信息的。

存量个人账户包括低净值账户和高净值账户,低净值账户是指截至 2017 年 6 月 30 日账户加总余额不超过相当于一百万美元(简称"一百万美元",下同)的账户,高净值账户是指截至 2017 年 6 月 30 日账户加总余额超过一百万美元的账户。

新开账户是指 2017 年 7 月 1 日以后在金融机构开立的,除第二款第二项规定账户外,由个人或者机构持有的金融账户、包括新开个人账户和新开机构账户。

第十六条 本办法所称账户加总余额是指账户持有人在同一金融机构及其关联机构所持有的全部金融 账户余额或者资产的价值之和。

金融机构需加总的账户限于通过计算机系统中客户号、纳税人识别号等关键数据项能够识别的所有金融账户。

联名账户的每一个账户持有人, 在加总余额时应当计算该联名账户的全部余额。

在确定是否为高净值账户时,客户经理知道或者应当知道在其供职的金融机构内几个账户 直接或者间接由同一个人拥有或者控制的,应当对这些账户进行加总。

前款所称客户经理是指由金融机构指定、与特定客户有直接联系,根据客户需求向客户介绍、推荐或者提供相关金融产品、服务或者提供其他协助的人员,但不包括符合前述条件,仅由于偶然性原因为客户提供上述服务的人员。

金融机构在计算账户加总余额时,账户币种为非美元的,应当按照计算日当日中国人民银行公布的外汇中间价折合为美元计算。折合美元时,可以根据原币种金额折算,也可以根据该金融机构记账本位币所记录的金额进行折算。

第十七条 本办法所称非居民标识是指金融机构用于检索判断存量个人账户持有人是否为非居民个人的有关要素、具体包括:

(一) 账户持有人的境外身份证明:

- (二) 账户持有人的境外现居地址或者邮寄地址,包括邮政信箱;
- (三) 账户持有人的境外电话号码,且没有我国境内电话号码;
- (四) 存款账户以外的账户向境外账户定期转账的指令;
- (五) 账户代理人或者授权签字人的境外地址;
- (六) 境外的转交地址或者留交地址,并且是唯一地址。转交地址是指账户持有人要求将 其相关信函寄给转交人的地址,转交人收到信函后再交给账户持有人。留交地址是 指账户持有人要求将其相关信函暂时存放的地址。

第十八条 本办法所称证明材料是指:

- (一) 由政府出具的税收居民身份证明;
- (二) 由政府出具的含有个人姓名且通常用于身份识别的有效身份证明,或者由政府出具的含有机构名称以及主要办公地址或者注册成立地址等信息的官方文件。

第三章 个人账户尽职调查

第十九条 金融机构应当按照以下规定,对新开个人账户开展尽职调查:

- (一) 个人开立账户时,金融机构应当获取由账户持有人签署的税收居民身份声明文件(以下简称"声明文件"),识别账户持有人是否为非居民个人。金融机构通过本机构电子渠道接收个人账户开户申请时,应当要求账户持有人提供电子声明文件。声明文件应当作为开户资料的一部分,声明文件相关信息可并入开户申请书中。个人代理他人开立金融账户以及单位代理个人开立金融账户时,经账户持有人书面授权后可由代理人签署声明文件。
- (二) 金融机构应当根据开户资料(包括通过反洗钱客户身份识别程序收集的资料),对 声明文件的合理性进行审核,主要确认填写信息是否与其他信息存在明显矛盾。金 融机构认为声明文件存在不合理信息时,应当要求账户持有人提供有效声明文件或 者进行解释。不提供有效声明文件或者合理解释的,不得开立账户。
- (三) 识别为非居民个人的, 金融机构应当收集并记录报送所需信息。
- (四)金融机构知道或者应当知道新开个人账户情况发生变化导致原有声明文件信息不准确或者不可靠的,应当要求账户持有人提供有效声明文件。账户持有人自被要求提供之日起九十日内未能提供声明文件的,金融机构应当将其账户视为非居民账户管理。

第二十条 金融机构应当于2018年12月31日前选择以下方式完成对存量个人低净值账户的尽职调查:

(一) 对于在现有客户资料(包括通过反洗钱客户身份识别程序收集的资料,下同)中留有地址,且有证明材料证明是现居地址或者地址位于现居国家(地区)的账户持有人,可以根据账户持有人的地址确定是否为非居民个人。邮寄无法送达的,不得将

客户资料所留地址视为现居地址。

(二) 利用现有信息系统开展电子记录检索,识别账户是否存在任一非居民标识。 现有客户资料中没有现居地址信息的,或者账户情况发生变化导致现居地址证明材料不再 准确的,金融机构应当采用前款第二项方式开展尽职调查。

第二十一条 金融机构应当在 2017 年 12 月 31 日前对存量个人高净值账户依次完成以下尽职调查程序:

- (一) 开展电子记录检索和纸质记录检索,识别账户是否存在任一非居民标识。应当检索的纸质记录包括过去五年中获取的、与账户有关的全部纸质资料。 金融机构利用现有信息系统可电子检索出全部非居民标识字段信息的,可以不开展纸质记录检索。
- (二) 询问客户经理其客户是否为非居民个人。
- **第二十二条** 对于存量个人低净值账户, 2017 年 6 月 30 日之后任一公历年度末账户加总余额超过一百万美元时,金融机构应当在次年 12 月 31 日前,按照本办法第二十一条规定程序完成对账户的尽职调查。
- **第二十三条** 对发现存在非居民标识的存量个人账户,金融机构可以通过现有客户资料确认账户持有人为非居民个人的,应当收集并记录报送所需信息。无法确认的,应当要求账户持有人提供声明文件。声明为中国税收居民个人的,金融机构应当要求其提供相应证明材料;声明为非居民个人的,金融机构应当收集并记录报送所需信息。账户持有人自被要求提供之日起九十日内未能提供声明文件的,金融机构应当将其账户视为非居民账户管理。对未发现存在非居民标识的存量个人账户,金融机构无需作进一步处理,但应当建立持续监控机制。当账户情况变化出现非居民标识时,应当执行前款规定程序。
- **第二十四条** 对于现金价值保险合同或者年金合同,金融机构知道或者应当知道获得死亡保险金的受益 人为非居民个人的,应当将其账户视为非居民账户管理。

第四章 机构账户尽职调查

- 第二十五条 金融机构应当按照以下规定,对新开机构账户开展尽职调查:
 - (一) 机构开立账户时,金融机构应当获取由该机构授权人签署的声明文件,识别账户持有人是否为非居民企业和消极非金融机构。声明文件应当作为开户资料的一部分, 声明文件相关信息可并入开户申请书中。
 - (二) 金融机构应当根据开户资料(包括通过反洗钱客户身份识别程序收集的资料)或者 公开信息对声明文件的合理性进行审核,主要确认填写信息是否与其他信息存在明 显矛盾。金融机构认为声明文件存在不合理信息时,应当要求账户持有人提供有效

声明文件或者进行解释。不提供有效声明文件或者合理解释的,不得开立账户。

- (三) 识别为非居民企业的,金融机构应当收集并记录报送所需信息。合伙企业等机构声明不具有税收居民身份的,金融机构可按照其实际管理机构所在地确定其税收居民国(地区)。
- (四) 识别为消极非金融机构的,金融机构应当依据反洗钱客户身份识别程序收集的资料识别其控制人,并且获取机构授权人或者控制人签署的声明文件,识别控制人是否为非居民个人。识别为有非居民控制人的消极非金融机构的,金融机构应当收集并记录消极非金融机构及其控制人相关信息。

账户持有人为非居民企业的,也应当进一步识别其是否同时为有非居民控制人的消 极非金融机构。

(五) 金融机构知道或者应当知道新开机构账户情况发生变化导致原有声明文件信息不准 确或者不可靠的,应当要求机构授权人提供有效声明文件。机构授权人自被要求提 供之日起九十日内未能提供声明文件的,金融机构应当将其账户视为非居民账户管 理。

第二十六条

金融机构应当根据现有客户资料或者境外机构境内外汇账户标识,识别存量机构账户持有人是否为非居民企业。

除通过机构授权人签署的声明文件或者公开信息能确认为中国税收居民企业的外,上述信息表明该机构为非居民企业的,应当识别为非居民企业。

识别为非居民企业的,金融机构应当收集并记录报送所需信息。

第二十七条

金融机构应当识别存量机构账户持有人是否为消极非金融机构。通过现有客户资料或者公开信息确认不是消极非金融机构的,无需进一步处理。无法确认的,金融机构应当获取由机构授权人签署的声明文件。声明为消极非金融机构的,应当按照第二款规定进一步识别其控制人。无法获取声明文件的,金融机构应当将账户持有人视为消极非金融机构。

识别为消极非金融机构并且截至 2017 年 6 月 30 日账户加总余额超过一百万美元的,金融机构应当获取由机构控制人或者授权人签署的声明文件,识别控制人是否为非居民个人。无法获取声明文件的,金融机构应当针对控制人开展非居民标识检索,识别其是否为非居民个人。账户加总余额不超过一百万美元的,金融机构可以根据现有客户资料识别消极非金融机构控制人是否为非居民个人。根据现有客户资料无法识别的,金融机构可以不收集控制人相关信息。

识别为有非居民控制人的消极非金融机构的,金融机构应当收集并记录消极非金融机构 及其控制人相关信息。

第二十八条 截至 2017 年 6 月 30 日账户加总余额超过二十五万美元的存量机构账户,金融机构应当

在2018年12月31日前完成对账户的尽职调查。

截至 2017 年 6 月 30 日账户加总余额不超过二十五万美元的存量机构账户,金融机构无需开展尽职调查。但当之后任一公历年度末账户加总余额超过二十五万美元时,金融机构应当在次年 12 月 31 日前,按照本办法第二十六条和第二十七条规定完成对账户的尽职调查。

第五章 其他合规要求

- **第二十九条** 金融机构可以根据自身业务需要,将新开账户的尽职调查程序适用于存量账户。
- **第三十条** 金融机构委托其他机构向客户销售金融产品的,代销机构应当配合委托机构开展本办法 所要求的尽职调查工作,并向委托机构提供本办法要求的信息。
- **第三十一条** 金融机构可以委托第三方开展尽职调查,但相关责任仍应当由金融机构承担。基金、信托等属于投资机构的,可以分别由基金管理公司、信托公司作为第三方完成尽职调查相关工作。
- **第三十二条** 金融机构应当建立账户持有人信息变化监控机制,包括要求账户持有人在本办法规定的相关信息变化之日起三十日内告知金融机构。金融机构在知道或者应当知道账户持有人相关信息发生变化之日起九十日内或者本年度 12 月 31 日前根据有关尽职调查程序重新识别账户持有人或者有关控制人是否为非居民。

第三十三条 对下列账户无需开展尽职调查:

- (一) 同时符合下列条件的退休金账户:
 - 1. 受政府监管;
 - 2. 享受税收优惠;
 - 3. 向税务机关申报账户相关信息;
 - 4. 达到规定的退休年龄等条件时才可取款;
 - 5. 每年缴款不超过五万美元,或者终身缴款不超过一百万美元。
- (二) 同时符合下列条件的社会保障类账户:
 - 1. 受政府监管;
 - 2. 享受税收优惠;
 - 3. 取款应当与账户设立的目的相关,包括医疗等;
 - 4. 每年缴款不超过五万美元。
- (三) 同时符合下列条件的定期人寿保险合同:
 - 1. 在合同存续期内或者在被保险人年满九十岁之前(以较短者为准),至少按年度

支付保费, 且保费不随时间递减;

- 2. 在不终止合同的情况下,任何人均无法获取保险价值;
- 3. 合同解除或者终止时,应付金额(不包括死亡抚恤金)在扣除合同存续期间相 关支出后,不得超过为该合同累计支付的保费总额;
- 4. 合同不得通过有价方式转让。
- (四) 为下列事项而开立的账户:
 - 1. 法院裁定或者判决;
 - 2. 不动产或者动产的销售、交易或者租赁;
 - 3. 不动产抵押贷款情况下,预留部分款项便干支付与不动产相关的税款或者保险;
 - 4. 专为支付税款。
- (五) 同时符合下列条件的存款账户:
 - 1. 因信用卡超额还款或者其他还款而形成,且超额款项不会立即返还账户持有人;
 - 2. 禁止账户持有人超额还款五万美元以上,或者账户持有人超额还款五万美元以上的款项应当在六十日内返还账户持有人。
- (六) 上一公历年度余额不超过一千美元的休眠账户。休眠账户是满足下列条件之一的账户(不包括年金合同):
 - 1. 过去三个公历年度中, 账户持有人未向金融机构发起任何与账户相关的交易;
 - 2. 过去六个公历年度中、账户持有人未与金融机构沟通任何与账户相关的事宜;
 - 3. 对于具有现金价值的保险合同,在过去六个公历年度中,账户持有人未与金融 机构沟通任何与账户相关的事宜。
- (七) 由我国政府机关、事业单位、军队、武警部队、居民委员会、村民委员会、社区委员会、社会团体等单位持有的账户;由军人(武装警察)持军人(武装警察)身份证件开立的账户。
- (八) 政策性银行为执行政府决定开立的账户。
- (九) 保险公司之间的补偿再保险合同。
- 第三十四条 金融机构应当妥善保管本办法执行过程中收集的资料,保存期限为自报送期末起至少 五年。相关资料可以以电子形式保存,但应当确保能够按照相关行业监督管理部门和 国家税务总局的要求提供纸质版本。
- **第三十五条** 金融机构应当汇总报送境内分支机构的下列非居民账户信息,并注明报送信息的金融 机构名称、地址以及纳税人识别号:
 - (一) 个人账户持有人的姓名、现居地址、税收居民国(地区)、居民国(地区)纳税人识别号、出生地、出生日期;机构账户持有人的名称、地址、税收居民国(地区)、居民国(地区)纳税人识别号;机构账户持有人是有非居民控制人的消极非金融机构的,还应当报送非居民控制人的姓名、现居地址、税收居民国(地区)、居民国(地

- 区) 纳税人识别号、出生地、出生日期。
- (二) 账号或者类似信息。
- (三) 公历年度末单个非居民账户的余额或者净值(包括具有现金价值的保险合同或者年金合同的现金价值或者退保价值)。账户在本年度内注销的,余额为零,同时应当注明账户已注销。
- (四) 存款账户,报送公历年度内收到或者计入该账户的利息总额。
- (五) 托管账户,报送公历年度内收到或者计入该账户的利息总额、股息总额以及其他因被托管资产而收到或者计入该账户的收入总额。报送信息的金融机构为代理人、中间人或者名义持有人的,报送因销售或者赎回金融资产而收到或者计入该托管账户的收入总额。
- (六) 其他账户, 报送公历年度内收到或者计入该账户的收入总额, 包括赎回款项的总额。
- (七) 国家税务总局要求报送的其他信息。

上述信息中涉及金额的、应当按原币种报送并且标注原币种名称。

对于存量账户,金融机构现有客户资料中没有居民国(地区)纳税人识别号、出生日期或者出生地信息的,无需报送上述信息。但是,金融机构应当在上述账户被认定为非居民账户的次年12月31日前,积极采取措施,获取上述信息。

非居民账户持有人无居民国(地区)纳税人识别号的,金融机构无需收集并报送纳税人识别号信息。

第三十六条 金融机构应当于 2017 年 12 月 31 日前登录国家税务总局网站办理注册登记,并且于每年 5 月 31 日前按要求报送第三十五条所述信息。

第六章 监督管理

- **第三十七条** 金融机构应当建立实施监控机制,按年度评估本办法执行情况,及时发现问题、进行整改, 并于次年 6 月 30 日前向相关行业监督管理部门和国家税务总局书面报告。
- 第三十八条 金融机构有下列情形之一的,由国家税务总局责令其限期改正:
 - (一) 未按照本办法规定开展尽职调查的;
 - (二) 未按照本办法建立实施监控机制的;
 - (三) 故意错报、漏报账户持有人信息的;
 - (四) 帮助账户持有人隐藏真实信息或者伪造信息的;
 - (五) 其他违反本办法规定的。

逾期不改正的,税务机关将记录相关纳税信用信息,并用于纳税信用评价。有关违规情形 通报相关金融主管部门。

第三十九条 对于金融机构的严重违规行为,有关金融主管部门可以采取下列措施:

- (一) 责令金融机构停业整顿或者吊销其经营许可证;
- (二) 取消金融机构直接负责的董事、高级管理人员和其他直接责任人员的任职资格、禁止其从事有关金融行业的工作:
- (三) 责令金融机构对直接负责的董事、高级管理人员和其他直接责任人给予纪律处分。
- **第四十条** 对于账户持有人的严重违规行为,有关金融主管部门依据相关法律、法规进行处罚,涉嫌 犯罪的,移送司法机关进行处理。

第七章 附 则

- **第四十一条** 本办法施行前我国与相关国家(地区)已经就非居民金融账户涉税信息尽职调查事项商签 双边协定的,有关要求另行规定。
- **第四十二条** 国家税务总局与有关金融主管部门建立涉税信息共享机制,保障国家税务总局及时获取本 办法规定的信息。非居民金融账户涉税信息报送要求另行规定。
- 第四十三条 本办法所称"以上""以下"均含本数,"不满""超过"均不含本数。
- **第四十四条** 本办法自 2017 年 7 月 1 日起施行。

【ご注意】

- 1. 法律上、会計上の助言:本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
- 2. 秘密保持:本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
- 3. 著作権:本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

4. 免責:

- (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
- (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する 必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本 資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
- 5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。